

政策経営・総務・財政委員会記録
【 速報版 】

令和7年11月26日開会

速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時07分

◎ 開会宣言

- 川口広委員長 これより委員会を開会いたします。



◎ 市第42号議案の審査、採決

- 川口広委員長 それでは、総務局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

市第42号議案を議題に供します。

市第42号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

- 川口広委員長 なお、本件につきましては、教育委員会事務局の森長教職員企画部長及び丹羽学校教育部長ほか関係職員2名が説明員として出席しておりますので、御了承願います。

当局の説明を求めます。

- 吉川総務局長 市第42号議案、横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

議案書とは別に説明資料をお手元に配付させていただいておりますので、こちらを御覧ください。まず、点線の囲いにございます改正概要及び理由についてですが、2点ございます。1点目は、本市人事委員会勧告の趣旨を尊重し、常勤職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合の改定等を行います。2点目は、教育職員の待遇改善のため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が改正されたことを受け、所要の改正を行います。

1の改正内容について御説明いたします。まず（1）人事委員会勧告関係ですが、アの横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正では、全職種の給料表について、本市職員給与と民間給与との格差1万3469円を踏まえ、若年層を中心におおむね30歳台までの職員が在職する号給に重点を置きながら、全ての号給の給料月額を引き上げます。（ア）の行政職員給料表の主な改正内容の表には、各級の改定額を記載しております。右側の（イ）行政職員の初任給の改定内容については、表のとおり高校卒、短大卒、大学卒いずれも初任給を1万2000円引き上げます。

次に、イの横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正では、特定任期付職員の給料表について、国に準じ、全号給の給料月額を引き上げます。

2ページを御覧ください。ウの横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正では、期末・勤勉手当の年間の支給割合について、民間との均衡を図るため0.05月引き上げます。引上げに当たっては、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月引き上げます。なお、令和7年度は12月期で支給割合を引き上げ、令和8年度から6月期及び12月期を均等となるように配分いたします。具体的な期末・勤勉手当の支給割合の内訳につきましては表のとおりです。

なお、各年度の下段にございますように、市長や議員の皆様などの特別職の期末手当につきましても、職

員の改定に準じ、同様の改定を行います。

3ページを御覧ください。（2）教育職員の待遇改善関係ですが、アの横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正では、教育公務員特例法の改正に伴い、義務教育等教員特別手当の支給区分に学級担任を加えるほか、教育職員給料表の4級及び5級の職員の給料月額について調整を行うため所要の改正を行います。イの横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正では、給特法の改正に伴い、教育職員給料表の1級から3級の職員に適用する教職調整額の支給率を給料月額の4%から10%に引き上げるため所要の改正を行います。なお、本改正においては、毎年1ポイントずつ引き上げる経過措置を設けます。各期間における支給率につきましては表のとおりです。

最後に、2の施行期日ですが、（1）人事委員会勧告関係は、公布の日からの施行を予定しております。ただし、給料表の改定は、本年4月1日に遡り適用を予定しております。（2）教育職員の待遇改善関係は、令和8年1月1日からの施行を予定しております。

また、資料にはございませんが、今回の給与改定に係る歳出予算につきましては、今後の人件費全体の執行状況を見極めながら、令和8年第1回市会定例会に補正予算を提出することを検討してまいります。

説明は以上となります。どうぞよろしく御審査のほど、お願いを申し上げます。

- **川口広委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- **坂井太委員** 我が会派といったしましては、一部改正のこの条例について問題という部分はないのですけれども、特別職の引上げ、このことはどうしても容認できませんので、意思表明としてそうさせていただきます。以上です。
- **みわ智恵美委員** 日本共産党としては、市第42号議案、横浜市一般職職員給与に関する条例等の一部改正には賛成です。しかし、その第一番の理由は、全ての号給の給与引上げが行われることです。その点についてなですけれども、教育職員の待遇改善について伺っていきたいと思います。
同じように全体として上がるのですが、非常に不十分であると考えております。教育公務員特例法の改正に求められたのは、公立学校の教員のみ時間外勤務を時間外在校等時間という曖昧な概念で労働時間と認めないで、一切の時間外勤務手当を支給しないという労働基準法の原則を踏みにじったところにあります。今回の条例改正は、この点について解消されたという認識であるのかどうか伺います。
- **森長教育委員会事務局教職員企画部長** 今、委員からの御質問の部分でございますけれども、解消されたというところを申し上げるのは、私のほうからは申し上げづらいのですけれども、まず、法の趣旨を踏まえて対応していくというのが基本かなと考えてございます。
- **みわ智恵美委員** 横浜の教育の現場にいらっしゃる皆さんのことを見てこられたと思うのですけれども、そこに横たわる長時間過密労働などの労基法違反の実態が長年続いたということで言えば、解消に向けて横浜市としても取り組んでいただきたいと思うわけですけれども、そういう中で、これまでの残業代が支払われない中で4%に相当する教職調整額、1%ずつ段階に引き上げる、何年もかけて10%に相当する額まで引き上げるということですが、これまでの待遇がきちんとなされていなかったということで考えれば、一気に10%引き上げるべきではなかったと思うのですが、この点についてはいかがですか。
- **森長教育委員会事務局教職員企画部長** 改正後の教特法に基づくと、令和8年から毎年1月に1%ずつ引き上げることとされてございます。ただ、政府のほうでは、教員の勤務の状況について調査を行って、その結果に基づき教職調整額に係る率の変更を含めて必要な措置を講ずるものとされていると認識してございま

す。働き方改革と予算の状況等を踏まえて教職調整額の率が引き上げられるものということになってございますので、その辺りを我々としても取組を進めていきたいと思っております。

そして、働き方改革につきまして申し上げますと、横浜市の場合、平成30年は月の時間外在校等時間の平均時間でいくと41.5時間だったものが、昨年度の実績ベースでいくと34.8時間ぐらいまで平均で減ってございます。これは全国の平均よりもかなり低くなっています。こういう取組をしっかりと進めていくというのがまず重要なと考えております。

- **みわ智恵美委員** それにも三十何時間もの残業を、平均してですから、いろいろ長い間、長時間の勤務でおられる、80時間を超える方もまだまだ残されている中で、処遇がされていなかったという点から、横浜市がそこは一気に引き上げるべきではなかったということは述べたいと思います。

それから、担任手当が創設されます。そういう中で、これまでの手当部分が圧縮されると聞いております。担任の加算分が幾らで既存手当の減額がどれだけになるのか、合わせて、こういう手当部分の圧縮全体がされて担任手当を創設されるということですが、下がる方も出てくるのかどうか伺います。

- **森長教育委員会事務局教職員企画部長** 結論から申し上げますと、トータルで見た場合に下がる方はいらっしゃいません。担任手当の額でございますけれども、3000円となってございます。号給に応じて一律に支給している手当額、義務特手当というものがございますけれども、そちらが給与月額の1.5%程度から1%程度を減額した上でという形で、総体の見直しの中で国のはうで議論された結果、法律が規定されてございますので、見え方として原資をそこに求めたんじゃないかという御意見かと受け止めたのですけれども、そうではなくて、総体の見直しの中で全体を上げていくというような見直しだと認識しております。

- **みわ智恵美委員** 金額を伺ったのですが、試算されていれば。
- **森長教育委員会事務局教職員企画部長** 減額の額ということですか。
- **みわ智恵美委員** と加算の額。
- **森長教育委員会事務局教職員企画部長** 減額につきましては、先ほど申し上げたとおり、義務特手当の部分は給料月額の1.5%程度から1%程度減額という形になります。各号給によって減額分というのは異なるわけなのですけれども、人によっては100円減額される方もいらっしゃれば2500円減額される方もいらっしゃるという状況でございます。一方で、学級担任を持っている方については、月額3000円の担任加算というのがなされるという流れになります。

- **みわ智恵美委員** 予算全体の総額で言うと、総額はどのくらいですか。
- **森長教育委員会事務局教職員企画部長** 予算の総額ということですか。
- **みわ智恵美委員** 手当が圧縮されますよね。まず手当が一掃されるという部分の減額分がどれだけで、今おっしゃっている担任手当などの加算、そういうことで言うとどのようになりますか。
- **森長教育委員会事務局教職員企画部長** 既存手当の減額分が約総体で2.3億円程度減額されて、担任加算分が総体で約3.4億円分増額されるという流れになります。その合計としては、結果としてプラスで1.1億円増となります。
- **みわ智恵美委員** 総体ではというふうに言われたので、下がったまま、新年度で一回は下がるという方も出てくるということは問題だと思っておりますが、今述べられたように全体の給与が上がるということからは認定したいと思っております。

それから、期末・勤勉手当における特別職の期末手当についてですが、横浜市では、一般職が上がったら

特別職もそのまま連動して自動的に上がるのだということでいいのかということを、これまでに私たち日本共産党議員団としてこの間ずっと提起してきました。政令市の半数では、別の議論の場をそれぞれ設けて進めていることも述べてきました。

この問題で市長が一昨年、しっかり熟議するというふうに述べられたことから昨年伺ったところでは、人事委員会からの勧告に基づくことが最も適切な根拠であり、それ以外に根拠を求めるることは非常に困難であるという判断をしたという答弁がされました。私たちが問題としているのは、一般職員の引上げに連動して特別職も上がるということなので、別の条例をつくることもできるのではないかと求めたものでした。しかし、今、早期解決には、この問題について私たち議会の側に改善が求められているというふうに考えます。各会派議員団の皆様には、この点については議論を呼びかけたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○ **横山正人委員** まず一般職について伺いたいと思いますが、今回の特色として、8級が1万2300円というようにはかの等級と横並びで上がっているということだと思うのですが、たしか昨年は数千円だったと思うのですけれども、さすがにこの御時世で、横浜市の公務員としての給与を全体で変えていかなければならぬというような私は意思の表れだと思うのですけれども、局長の見解を伺いたいと思います。

○ **吉川総務局長** 御指摘のとおりでございます。基本的には若年層を中心にということで、できる限りの引上げを図るということではございますけれども、中高年の職員も物価高騰等ということの中では、一般職の職員も非常に厳しい状況にあるということで、人事委員会勧告をきちんと踏まえまして、年齢層の高いところにもというところで今回は、中高年層の給与をもらっている額の率としての改定率としては、若年層のほうが非常に高いという状況にはなっておりませんけれども、8級まで含めてということの中で、率は一般職の職員に比べれば低い形にはなっておりますけれども、全体として引上げを図るということで、人事委員会からもそういった勧告を頂きましたので、それを踏まえて改定を行うという御提案をさせていただいているところでございます。

○ **横山正人委員** 職員に見合った給与を出すことによって、若い職員も将来、横浜市が幹部職員として責任を担っていこうという意欲にも私はつながってくると思いますので、今回の給与改定について評価したいというふうに思います。

次に、教育職員について伺いたいと思うのですが、給特法が改正して1年ごとに支給率を高めていくということなのですけれども、今現在、横浜市の教員の平均的な超過勤務時間というのはどれぐらいなのですか。

○ **森長教育委員会事務局教職員企画部長** 令和6年度ベースで申し上げますと、平均的には月当たり34.8時間となります。

○ **横山正人委員** 34.8時間の超過勤務が平均的にあるということなのですが、令和8年の1月から12までで支給率が5%ということになるのですけれども、34.8時間というのはこの5%で吸収できるものですか。

○ **森長教育委員会事務局教職員企画部長** 必ずしもそこで吸収されるものであるとは考えておりません。

○ **横山正人委員** 教員の働き方改革がいろいろと言われていますけれども、給特法があることによって働き方改革が私は進んでいかないんじゃないかというふうに思っているのです。ただ、これは法律だから、それに基づいて条例をつくっているわけで、横浜市が条例を改正して支給率を高めればそれをカバーすることになるとは思いますけれども、これは国全体の問題だから、私はこれを大きな問題として捉えていくべきだと

思うのだけれども、どうですか。

- **森長教育委員会事務局教職員企画部長** おっしゃるとおりでございます。ただ、我々として、教育委員会としても、教員の処遇改善されること自体、本市としても要望してきたところでございますし、中教審のほうでも複数年にわたって議論をされた結果としてこの改正案という形になったと聞いてございます。ですので我々としては、時間外勤務手当と教職調整額のいずれにしても、教員の働き方改革をしっかりと我々としても進めていく必要があるのかなと考えてございます。これからも時間外在校等時間の縮減をはじめ、教員が健康で学び続けられる環境を整えて、よりよい教育を実現できるように取り組んでいきたいなと考えてございます。

- **横山正人委員** 学校の先生は授業の準備であったり、あるいは生活指導であったり、クラブ活動もそうですけれども、学校全般の全てにわたって子供と向き合って仕事をしているわけです。じゃあどこまでが正規の時間でどこからが超過勤務なのかという非常に区別がない中でこの給特法があって、一律の金額をお支払いしますということになっているのだけれども、それが吸収できないということであるならば、超過勤務時間と在校等時間と言っているけれども、超過勤務であることには変わりないわけです。だからそこをしっかりと給与に反映できるような仕組みをつくらないと、働き方改革に私はつながらないと思うのです。特に超過勤務の手当を支給ということになれば、財政当局だってこんなに超過勤務があるのかという指導が入ったり調整が入ってくるわけです。

そうすることによって教員の働き方改革につながってくるだろうし、今、クラブ活動の民間移行とかが進んでいるけれども、これをやっていかなかつたらどんどん教員の超過勤務手当が増えてくる一方になっちゃうわけだから、そういう民への移行も進むだろうし、様々な教員の働き方に関する問題が給特法に基づかないような仕組みにしていけば、私は解決の道筋ができるくるんじゃないかと思うのです。ただ、法に基づいて横浜市は条例を作りて執行しているから、何ともそれに対してコメントできないのかもしれないけれども、我々政治の責任としてこの問題をこれからも取り扱っていかなければいけないというふうに今回の条例改正案を見て私は思いました。意見として申し上げたいと思います。

- **福地茂委員** 横山委員に関連して、教職員の処遇改善関係について質問させていただきます。教職員の方の残業というのかどうなのか、ちょっと難しいところがあるのだと思うのですが、恐らくは、一般的には残業が予測できないことにあるのだと思うのです。本当は、今日、何か夜に予定を入れたいけれども、教職員の方って、夜6時以降に恐らくほとんど担任を持っていれば予定が入れられないはずなのです。例えば放課後に生徒が思い悩んで打ち明けてくれた、そこにしっかりと向き合ったときに1時間で終わるとは限らない。2時間かもしれない。3時間かもしれない。そこはとことん向き合いたいというのが教職員の先生方の姿だと私は思うし、そういう先生に私も救われてきた立場としては、振り返ってみると感謝しています。場合によつては、今の時代、特に親御さんが学校に来て、長時間にわたってかなりな要求をされる。それが残業になるのでここまでですというわけにもまたいかないと思うのです。

その辺りも含めたときに、教職員の皆さんの中バーションは、金銭ではかれないかなり高尚なモチベーションがあろうかと思いますけれども、でも、対価でそれは表してあげたいという思いがありますが、今回のこの改定で教職員の皆様の子供や家庭や地域社会に向き合おうという意欲というのは、より高まっていくラインなのかどうか、率直な感覚的なところはお聞かせいただきたいです。

- **森長教育委員会事務局教職員企画部長** 今、福地委員がおっしゃったとおり、何らかの形で処遇を手立て

として講じていくというのがすごく重要なと思っていて、今回の国の改正を踏まえた最終的に10%まで調整額を上げる流れというのは、我々としても必要なことだなと思っています。総体の見直しの中でこれから何年度かかけてやりますけれども、トータルでは、給料は全員が上がる流れになろうかと思います。実際、今お調べしたところ、初任給ベースで申し上げますと、改正後の初任給、給与月額で申し上げると、大体32万7000円弱というような額まで何とか持ってきていたところでございますので、今回の改正案がもし通りましたらそこまで持つていけるような状況になりますので、一定程度、委員がおっしゃるモチベーションを維持して取り組める額には近づいてきてはいるのかなと思っています。

一方で、先ほど委員がおっしゃったとおり、担任を持った先生というのは、なかなか時間が自由にならないというところも当然あります。だから全部一人で抱え込むのではなくて、従前から言っていただいたチーム担任制だったり、うまくそこを活用して個人の時間もうまく活用できるような体制を組んでいくのがすごく重要なかなと思いますので、給料だけではなくて総体で見直しを進めていきたいなと考えてございます。

- **福地茂委員** 1点、これは要望で終わりますけれども、中学生の話、1年生から3年生までの間に担任を持っている方の人事異動があると、生徒として残念なのは、1年ごとに自分の担任が増えていくのです。3年生になると3人になるのです。1年生のときの担任の先生、相談相手がです。それは今で言う、おさかべ議員がやってくれたチーム担任制に相当する昔ながらのやり方だとすると、私なんかは中3のときには、相談相手が1年生のときの担任の先生と2年生の担任の先生と今の3年生の担任の先生とに分かれるわけです。男性、女性の先生と相談ができたというのが大変救いだった部分があります。

その途中で異動なんかになっちゃうと、多分1年生、2年生お世話して、やっと3年間成長する、そして卒業で見送るというときに人事異動みたいなものは、先生のモチベーションをそぐことにもなると思うし、生徒側としてもそれは非常に残念なことになると思いますので、そこら辺もぜひ配慮をした上で、この処遇改善が職員さんのモチベーションにつながって、社会的地位の向上、そして横浜市の教職員になりたいというふうに志してくれる方が増えるような取組につながることをお願いして終わります。以上です。

- **大野トモイ委員** 私は、特別職の給与が連動して上がるということについては、従前より反対の思いを持っております。特段その必要はないというような感じです。ただし、これは人事委員の勧告を受けているという厳然たる事実がありまして、それを踏まえて教職員の皆様を含む職員の皆さんのが給与を上げていく必要があるし、そうしていただきたいと思っているので、例年、議案には賛成をしております。

その中で、今、前段の議員のお話もありましたけれども、加えて確認をしたいことがあります。教職員の皆様の給与を時間をかけて10%に引き上げていくという話ですけれども、もちろん地方自治体がやっていることというのは法律に根拠があって、様々な事業を法に基づいて行われているわけで、条例についても法に基づいて制定をしていくわけですが、法律というのは最低限のラインであるということもまたあります、それを上回ることをしてもいいわけなのです。

そのことを思うときに、経過措置を本市は設けていくわけなのですけれども、これをしないような、この定例会で上がっている議案なのであまり他都市のことは御存じないかもしれませんけれども、どの自治体でもこういった感じで経過措置を設けている感じなのでしょうか。

- **森長教育委員会事務局教職員企画部長** 今、委員から言っていただいたとおり、他都市の状況を正確に把握しているわけではないですが、我々のほうとしても個別に情報を取った範囲では、段階的に上げていくという自治体が多うございます。

- 大野トモイ委員 さつき直近の5%を上げるだけでは、現在の残業に相当する部分をカバーし切れないということがありましたけれども、であれば、どのぐらいまでいけば現行のところがカバーできるのかということは、把握していらっしゃいましたら教えてください。分からなければ、また次でもいいです。
- 森長教育委員会事務局教職員企画部長 正確なところは把握してございません。
- 大野トモイ委員 また改めて、機を捉まえて教えていただくようにお願いします。そのほかにつきましては、前段の議員からの意見表明や質疑の中で確認をさせていただきましたので以上といたします。ありがとうございます。
- 田中ゆき委員 御説明ありがとうございました。私も教育職員の待遇改善の関係のところで、今まで議論と質疑を尽くされてきたと思うのですけれども、今、平均の超勤が大分時間数が減ってきたということ、それは本当に評価できることで、ただ今後、今十分でない支給率のアップのためには、働き方改革が重要だというようなこと、とても納得できます。
- 一方で、私も教育の現場にいたことがある身としては、早く帰らなくちゃならない、例えば超勤を減らすために職場全体で早く帰りなさいとなったときに、授業の準備とかテストの採点とかが終わらないと、大体、土日に自宅に持ち帰ってとか、夜に家に帰ってやらなければならないケースも万が一、もしかしたら増えてくるのかもしれないという懸念があります。その点については、実質的に、今平均の超勤が減ってきている中で職員の方たちはなかなか言い出しにくいかもしれないですが、在宅での勤務に時間が使われているのかどうかというのは把握されているのか、教えていただきたいと思います。
- 森長教育委員会事務局教職員企画部長 在宅でどのぐらい仕事をされているのかというのは、正確な情報は持つてはおりませんが、個人情報を含むデータなり書類とかを持ち帰るというのは基本的に駄目としておりますので、基本的には学校に出てきて作業される上で把握しているのがまさにこの平均の在校等時間になりますので。
- 田中ゆき委員 テストとか個人情報の持ち帰りは難しいとしても、これは教員の方々の自由だと言えば自由になってしまいますけれども、在宅でよりよい授業をしようと思って、カリキュラムをベースとして工夫を加えている方たちっていらっしゃると思っていて、その点について、本当に早く帰らなくちゃならないとなると、今までも残業しないで家に帰ってやっている方もいらっしゃるとは思うのですけれども、本当の働き方改革というものは、教育カリキュラムとか教育手法も含めて、今、教育委員会さんではデジタル化も進めているので、先生たちの独自性を出したいという部分はあったとしても、ワーク・ライフ・バランスが崩れると持続可能じゃないというか、途中で教員をやめてしまうケースとかもあると思うので、できれば在宅での労働状況とかも少しずつ聞きながら、本当の超勤というものの算出はしていただきたいなということを要望して私から終わります。
- 川口広委員長 ほかによろしいでしょうか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 川口広委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 川口広委員長 それでは採決いたします。
- 採決の方法は挙手といたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 川口広委員長 挙手多数。

よって、市第42号議案については原案可決と決定いたします。

以上で総務局関係の審査は終了いたしましたので、本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出させていただきます。



◎ 閉会宣告

- 川口広委員長 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時40分

速報版